

2015年12月16日
14時30分

輸送の安全確保等に関する命令の件

本年7月31日、当社運航船「さんふらわあ だいせつ」で発生しました苫小牧沖における火災事故につきましては、ご乗船されたお客様並びに荷主の皆様に対し、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本日、関東運輸局より輸送の安全確保等に関する命令を受領致しました。

弊社と致しましては、下記の命令事項の内容を真摯に受け止め、二度とこのような重大事故を起こさないよう、安全管理体制の更なる強化を図るとともに、今後も法令遵守は勿論のこと、安全運航の徹底に全力で当たる所存です。

記

1. 発火源や危険箇所などの十分な洗い出しに基づき適切な消火活動を実施するための消火プランを作成すること。
2. 乗組員が消火設備の取扱いに習熟し、消火プランに沿った消火活動を行うことができるよう、訓練計画を策定するとともに、教育、操練及び訓練を実施すること。
3. 上記1. 及び2. に係る措置に関し、「さんふらわあ だいせつ」について講じた措置については再就航の30日前までに報告し、措置が適切であることの確認を受けること。また、弊社が運航するその他の3隻のフェリーについて講じた措置については、可及的速やかに報告し、措置が適切であることの確認を受けること。
4. 上記3. の確認を受けた後、上記1. 及び2. の措置を弊社安全管理規程に明記し、速やかに関東運輸局長に届け出ること。

商船三井フェリー株式会社
代表取締役社長 中井和則

本件に関するお問合せ先：商船三井フェリー株式会社

経営企画部（電話） 03-6895-4003